

国民年金保険料

国民年金保険料額の改定

令和6年度の保険料額は、月額16,980円(前年度比460円増)です。割引のある口座振替早割や前納制度をぜひご利用ください。

学生納付特例制度について

20歳以上のかたは必ず加入していただくのが国民年金ですが、「学生なので収入がなく、支払いが難しい」というかたのために、社会に出てから後払いできる制度です。

対象者

各種学校で1年以上の課程に在籍し本人の所得が一定以下の学生(128万円 + 扶養親族などの数×38万円 + 社会保険料控除など)

承認されると

10年間まで納付が猶予され、その間は遡って納付(追納)することができます。

猶予された期間は年金の受給資格期間に含まれます。申請をせず保険料を未納のままにすると、不測の事態に年金が受けられない場合があります。

承認期間

申請時点から2年1か月前までの期間を遡って申請できます。複数年度の申請をする場合は、年度ごとに1枚の申請が必要です。

申請に必要なもの

- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- 学生証や在学証明書または終業年限が1年以上の課程であることの証明書

注意事項

納付猶予期間は、老齢基礎年金の受給資格期間(最低10年以上)には算入されますが、追納をしないと年金受給額には反映されません。追納する保険料には、経過した期間に応じて加算額が上乗せされ、経過期間が長いほど加算額が高くなります。

離婚した場合の年金分割制度のお知らせ

離婚した場合、2人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。離婚後**2年以内**に手続きを行う必要がありますので、お早めに秩父年金事務所までご相談ください。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27-6560 町民生活課(②番窓口) ☎62-1232

新社会人献血キャンペーン

県と県赤十字血液センターは、今春社会人になったかたを対象に4月から6月まで「新社会人献血キャンペーン」を実施しています。

新社会人のかたが県内献血会場で献血を申し込んでいただくと、県オリジナル記念品「マルチポーチ」がもらえます！

社会貢献の一つである献血にチャレンジしてみませんか？

期間 4月1日(月)～6月30日(日)

場所 県内の献血ルーム、県内を巡行する献血バスおよび事業所献血実施会場

対象 令和6年度に新社会人となったかた(献血可能年齢である16歳以上のかた)

問合せ 県薬務課 ☎048-830-3635

民泊家庭を募集しています

県外からの中高生が秩父の暮らしを体験できる、「ショートホームステイ型民泊」を受け入れていただけのご家庭を随時募集しています。ぜひ「民泊」にご協力ください。

※各家庭3～4人の受け入れとなります。

1人あたり1日につき6,000円程度の体験料をお支払いします。

スケジュール例(1泊2日)

- 14:00 入村式、各家庭に移動～到着
- 15:00 家業体験
- 17:00 夕飯の準備(いっしょに準備してください)
- 20:00 片付け、入浴、就寝準備
- 22:00 就寝
- 07:00 起床～朝食準備～朝食
- 10:00 離村式、解散



問合せ (一社)秩父地域おもてなし観光公社 ☎26-6260